

JIS

電子機器用固定コンデンサー
第 22 部：品種別通則－
表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2

JIS C 5101-22 : 2021

(IEC 60384-22 : 2019)

(JEITA/JSA)

令和 3 年 2 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	磯 敦夫	一般社団法人日本電機工業会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	岡 本 正英	株式会社日立製作所
	住 谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	平 本 俊郎	東京大学
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	山 根 香織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.3.25 改正：令和 3.2.22

官 報 掲 載 日：令和 3.2.22

原 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 個別規格に規定する事項	3
4.1 一般事項	3
4.2 外形図及び寸法	3
4.3 取付け	3
4.4 定格及び特性	3
4.5 表示	4
5 表示	4
5.1 一般事項	4
5.2 表示項目	4
5.3 コンデンサ本体への表示	4
5.4 表示の要求事項	4
5.5 コンデンサの包装への表示	4
5.6 表示の追加	4
6 推奨特性及び定格	4
6.1 推奨特性	4
6.2 推奨定格値	5
7 品質評価手順	6
7.1 製造の初期工程	6
7.2 構造的に類似なコンデンサ	6
7.3 出荷対象ロットの成績証明書	6
7.4 品質認証	6
7.5 品質確認検査	11
8 試験及び測定方法	13
8.1 一般事項	13
8.2 特殊な前処理	13
8.3 測定条件	13
8.4 取付け	13
8.5 外観及び寸法の検査	13
8.6 電氣的試験	15
8.7 静電容量の温度特性	17
8.8 固着性	18

8.9 耐プリント板曲げ性	18
8.10 はんだ耐熱性	19
8.11 はんだ付け性	20
8.12 温度急変	21
8.13 一連耐候性	22
8.14 高温高湿 (定常)	23
8.15 耐久性	24
8.16 端子強度 (板端子をもつコンデンサに適用)	25
8.17 部品の耐溶剤性 (適用する場合)	25
8.18 表示の耐溶剤性 (適用する場合)	25
8.19 加速高温高湿 (定常) (適用する場合)	25
附属書 A (規定) 表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2 の寸法の記号及び規定に関する指針	27
附属書 B (参考) 固定磁器コンデンサ種類 2 の静電容量エージング	28
附属書 C (参考) 基準温度 25 °C に対する静電容量の温度特性	30
附属書 X (参考) JIS C 5101-22:2014 との対比表	31
解 説	34

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 5101-22:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 5101 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 5101-1 第 1 部：品目別通則

JIS C 5101-2 第 2 部：品種別通則：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ

JIS C 5101-2-1 第 2-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ

JIS C 5101-3 第 3 部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体 (MnO_2) 電解コンデンサ

JIS C 5101-3-1 第 3-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体 (MnO_2) 電解コンデンサ 評価水準 EZ

JIS C 5101-4 第 4 部：品種別通則—固定アルミニウム固体 (MnO_2) 及び非固体電解コンデンサ

JIS C 5101-4-1 第 4-1 部：ブランク個別規格：アルミニウム非固体電解コンデンサー—評価水準 EZ

JIS C 5101-4-2 第 4-2 部：ブランク個別規格：アルミニウム固体 (MnO_2) 電解コンデンサー—評価水準 EZ

JIS C 5101-8 第 8 部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類 1

JIS C 5101-8-1 第 8-1 部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ 種類 1 評価水準 EZ

JIS C 5101-9 第 9 部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類 2

JIS C 5101-9-1 第 9-1 部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ 種類 2 評価水準 EZ

JIS C 5101-11 第 11 部：品種別通則：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ

JIS C 5101-11-1 第 11-1 部：ブランク個別規格：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準 EZ

JIS C 5101-13 第 13 部：品種別通則：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ

JIS C 5101-13-1 第 13-1 部：ブランク個別規格：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ

JIS C 5101-14 第 14 部：品種別通則：電源用電磁障害防止固定コンデンサ

JIS C 5101-14-1 第 14-1 部：ブランク個別規格—電源用電磁障害防止固定コンデンサー—評価水準 DZ

JIS C 5101-14-2 第 14-2 部：ブランク個別規格—電源用電磁障害防止固定コンデンサー—安全性試験

JIS C 5101-15 第 15 部：品種別通則：固定タンタル非固体又は固体電解コンデンサ

- JIS C 5101-15-1** 第 15 部：ブランク個別規格：はく電極形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-15-2** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-15-3** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-16** 第 16 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-16-1** 第 16-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ
- JIS C 5101-17** 第 17 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ
- JIS C 5101-17-1** 第 17-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ 評価水準 E 及び EZ
- JIS C 5101-18** 第 18 部：品種別通則－表面実装用固定アルミニウム固体 (MnO₂) 及び非固体電解コンデンサ
- JIS C 5101-18-1** 第 18-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体 (MnO₂) 電解コンデンサ－評価水準 EZ
- JIS C 5101-18-2** 第 18-2 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム非固体電解コンデンサ－評価水準 EZ
- JIS C 5101-20** 第 20 部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-20-1** 第 20-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ 評価水準 EZ
- JIS C 5101-21** 第 21 部：品種別通則－表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 1
- JIS C 5101-21-1** 第 21-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 1 評価水準 EZ
- JIS C 5101-22** 第 22 部：品種別通則－表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2
- JIS C 5101-22-1** 第 22-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2 評価水準 EZ
- JIS C 5101-23** 第 23 部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-23-1** 第 23-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準 EZ
- JIS C 5101-24** 第 24 部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体 (導電性高分子) 電解コンデンサ
- JIS C 5101-24-1** 第 24-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体 (導電性高分子) 電解コンデンサ－評価水準 EZ
- JIS C 5101-25** 第 25 部：品種別通則：表面実装用固定アルミニウム固体 (導電性高分子) 電解コンデンサ
- JIS C 5101-25-1** 第 25-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体 (導電性高分子) 電解コンデンサ－評価水準 EZ
- JIS C 5101-26** 第 26 部：品種別通則－固定アルミニウム固体 (導電性高分子) 電解コンデンサ

JIS C 5101-26-1 第 26-1 部：ブランク個別規格：固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサ 評価水準 EZ

白 紙

電子機器用固定コンデンサー— 第 22 部：品種別通則— 表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2

Fixed capacitors for use in electronic equipment—

Part 22: Sectional specification—

Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 2

序文

この規格は、2019 年に第 3 版として発行された IEC 60384-22 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、JIS C 5101-1 を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用の外装なし固定積層磁器コンデンサ種類 2 の表面実装用積層コンデンサ（以下、コンデンサという。）について規定する。この規格に規定するコンデンサは、金属化電極又ははんだ付け用板端子をもち、プリント配線板又はハイブリッド回路用基板に直接搭載することを意図している。

電磁障害防止固定コンデンサは、この規格を適用せず、JIS C 5101-14 を適用する。

この規格の目的は、コンデンサの推奨する定格及び特性について規定するとともに、JIS C 5101-1 から適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法を選定し、一般要求事項を規定することである。この品種別通則に基づいた個別規格に規定する試験の厳しき及び要求事項は、この規格よりも低い水準ではなく同等又は高い水準である。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60384-22:2019, Fixed capacitors for use in electronic equipment—Part 22: Sectional specification—Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 2 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS C 5005-2:2010 品質評価システム—第 2 部：電子部品及び電子パッケージのための抜取検査方式の選択及び活用（統計的工程品質限界の評価手順）